

法務省管警第120号

平成30年6月5日

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長 殿

法務省入国管理局長 和田 雅 樹

(公 印 省 略)

警察庁、法務省及び厚生労働省の三省庁で合意した「不法就労等外国人対策に係る
具体的施策について」等について（通知）

本年5月24日に開催された不法就労外国人対策等協議会において、警察庁、法務省及
び厚生労働省の三省庁は、別添1の「不法就労等外国人対策に係る具体的施策について」
のとおり合意したので、通知します。

各局におかれては、不法就労等外国人労働者問題地方協議会又は同幹事会を早急に開催
するとともに、改めて「不法就労等外国人対策に係る具体的施策について」によって地方
入国管理官署においてとるべきものとされた施策に関し、具体的な運用方法等を検討・立
案し、速やかに実施するよう願います。

また、上記協議会において、「不法就労等外国人労働者問題地方協議会設置要綱」を別
添2のとおり一部改訂していますので、併せて通知します。

添付物

- | | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 不法就労等外国人対策に係る具体的施策について | 1部 |
| 2 | 不法就労等外国人労働者問題地方協議会設置要綱 | 1部 |
| 3 | 不法就労等外国人労働者問題地方協議会設置要綱新旧対照表 | 1部 |
| 4 | 不法就労外国人対策等協議会設置要綱 | 1部 |
| 5 | 不法就労外国人対策等協議会設置要綱新旧対照表 | 1部 |

本信写し送付先

入国者収容所長

不法就労等外国人対策に係る具体的施策について（改訂）

平成30年5月25日

警 察 庁
法 務 省
厚 生 労 働 省

警察庁、法務省、厚生労働省は、平成30年4月26日に「不法就労等外国人対策の推進（改訂）」の基本合意が図られたことを受け、不法就労等外国人対策をより強力に推進していくため、他の関係機関の協力を得て、下記のとおり具体的な対策を執ることとする。

なお、内閣官房副長官補室では、本年も6月に外国人労働者問題啓発月間の実施を予定していることから、下記諸対策については、同月間に合わせて取組を強化することとする。

1 不法就労等の撲滅に向けた取組み

(1) 警察及び入管局による不法就労助長事犯（悪質な雇用主、あっせんブローカー等）の取締り強化並びに労働局による不法就労助長行為事業主に対する労働者派遣事業又は職業紹介事業の許可取消し処分に向けた警察及び入管局との連携強化

- 警察及び入管局は、不法就労助長事犯に係る取締りを強化し、特に累犯者や多数の不法就労者を雇用するなどの悪質な事案については、雇用主の厳罰化を見据えた取締りを積極的に進め、また、不法就労助長行為の主体が日本人である事実を入管局が把握した場合には、警察へ積極的に情報提供するなど連携を強化し、雇用主への抑止効果を目的として厳格に対応する。
- 入管局は、退去強制令書の発付を受けた被仮放免者に対する動静監視を行う中で、不法就労助長事実を認知した場合は、警察と連携の上、関係法令を適用し、厳正に対処する。
- 警察は、悪質な外国人犯罪に対して厳正な刑事処分がなされるように捜査を行うこととし、入管局はこれに協力するものとする。
- 労働局は、外国人を雇用する派遣元事業主等において労働者派遣法違反又は職業安定法違反の疑いが認められ、許可取消し等の行政処分が付すべき事案等については、事前に警察及び入管局と情報共有を図るなど、連携を密にし、不法就労助長行為を行った派遣元事業主等への厳正な対応に努める。

(2) 警察及び入管局による不法就労事犯（偽造在留カード行使等事案、難民認定申請を悪用した事案等）の取締り強化

- 警察及び入管局による関係機関と連携した合同摘発を推進するほか、入管局は、我が国で不法就労に従事しようとする者等による船舶を利用した不法入国事案を未

然に防止するため、警察のほか各地の水際対策関係機関との連携を強化する。

- 警察及び入管局は、偽造在留カード行使等事案等の情報共有を図るなど、連携して取締りを強化する。
- 難民認定申請を悪用し不法に就労する事案は、真に庇護を求める者の迅速・確実な保護という制度本来の目的達成の障害になっていることから、入管局は検察庁等関係機関から難民認定手続中の者の資格外活動違反事案等の通報を受け、入管局はその情報を活用した取締りをする。
- 入管局は、入管法第19条の19及び同法第59条の2に基づく事実の調査を実施した結果、偽装滞在等の不法就労等外国人対策に資する情報を得たときは、これを積極的に活用する。

また、在留資格に該当する実体がない偽装滞在者に対し、在留資格取消手続等を的確に実施する。

- 入管局は、退去強制令書の発付を受けた被仮放免者に対する動静の監視を強化し、就労事実を認知あるいは、その疑いが濃厚な場合は、仮放免許可を取り消す又は延長を不許可として再收容するなど、厳格に対応する。
- 警察及び入管局は、それぞれが保有する不法滞在者の情報等を多角的に分析し、不法就労等外国人が集住又は集団で稼働する地域の特定に努め、効果的かつ効率的な取締りをする。
- 警察は、悪質な外国人犯罪に対して厳正な刑事処分がなされるように捜査を行うこととし、入管局はこれに協力するものとする。なお、警察及び入管局は、入管法第65条に基づく入国警備官への被疑者の引渡制度を引き続き的確に活用する。

(3) 警察及び入管局による偽装滞在等事犯（偽装結婚事案、虚偽事由届出等事案、ブローカー等）の取締り強化

- 警察及び入管局は、偽装結婚事案等、虚偽事由届出等事案に関し、関係法令を的確に適用するなど、連携して取締りを強化する。
- 警察及び入管局は、不法入国や偽装滞在を容易にするブローカーについて、連携を密に行い取締りを強化する。

(4) 不法就労等外国人が関係する労働関係法令違反事犯（強制労働禁止の罪、中間搾取の罪、無許可職業紹介事業の罪、労働者供給事業禁止の罪等）の取締りに向けた労働局と警察及び入管局との連携強化

- 労働局は、不法就労等外国人が関係する強制労働等の労働関係法令違反事犯が認められ、強制捜査等を実施する場合には、事案に応じ、警察及び入管局との連携を密にする。

(5) 警察、入管局及び労働局による人身取引事犯に対する迅速かつ積極的な取締りと外国人被害者の適切な認知・保護

- 警察、入管局及び労働局は、連携して人身取引に係る事犯等の解明に努めるなど、その取締りを連携して強化するとともに、人身取引被害者を認知した際は適切な保護・支援措置が講じられるように努める。

2 取締り強化に向けた緊密な情報交換

(1) 警察、入管局及び労働局による不法就労事犯・不法就労助長事犯取締りのための円滑な情報共有

- 三省庁は、実効ある不法就労等外国人対策に資するため、随時、協議会を開催するなどして、情報交換に努めるとともに、警察、入管局及び労働局が不法就労外国人の実態やその誘因となっている悪質なブローカー・雇用主等に関して、円滑かつ積極的な情報交換を行う。
- 入管局は、不法就労に係る被摘発者について、その詳細な実態の解明を行うなどして、不法就労を誘発している関係者の情報入手に努め、悪質なブローカー・雇用主が関与する不法就労事犯や偽変造在留カード行使者等の警察に対する告発・通報を積極的に行う。
- 入管局は、空港及び海港の出先機関において得た各種情報の分析を強化するとともに、各地の水際対策関係機関との情報交換・共有を積極的に行って所要の措置を講ずるなど、その連携を強化する。
- 入管局は、偽変造在留カード等を発見する可能性のある関係機関に対して、事前に偽変造在留カード等を発見した場合の通報先を明示するなどして、本邦への偽造在留カード流入防止策や偽装滞在企図者に対する取締りの強化に資するべく、当該機関と連携を強化する。

(2) 警察、入管局及び労働局による労働関係法令違反事犯及び人身取引事犯取締りのための円滑な情報共有

- 警察、入管局及び労働局は、労働関係法令違反事犯及び人身取引事犯の取締りのため、適切かつ円滑な情報共有を行う。

(3) 警察、入管局及び労働局による上記事犯の犯罪捜査、違反調査等における法令に基づく照会に対する迅速な対応

- 警察、入管局及び労働局は、不法就労事犯等の犯罪捜査、違反調査等の法令に基づく照会に対しては、迅速に対応する。

(4) 雇用対策法第29条に基づく厚生労働省から法務省への適切な情報提供と入管局における情報の積極的な活用

- 厚生労働省は、雇用対策法第29条に基づき法務省の求めに応じ情報提供を行い、入国管理局はこれらの情報を有効に活用して、不法就労等外国人対策を推進する。

3 不法就労等防止に向けた広報・啓発活動及び指導の積極的実施

(1) 警察，入管局及び労働局による不法就労防止のための広報・啓発活動の積極的な推進

- 三省庁は，不法就労等外国人を多く送出国に対して，在日外国公館，在外日本公館，在日外国報道機関加盟団体等を通じ，また，当該国を含め各種国際会議，二国間協議等の場において，我が国における外国人労働者受入れに関する基本政策及び来日外国人による犯罪の発生状況・不法就労等外国人の実態等を説明するなど，不法就労等企図者の送出国防止に向けた広報・啓発活動の実施に努める。
- 警察，入管局及び労働局は，独自に又は不法就労等外国人労働者問題地方協議会として，不法就労外国人の雇用防止に向けた事業主団体等への広報・啓発活動を展開する。
- 警察庁及び警察は，①外国人雇用企業・団体等に対する指導啓発活動，②外国人労働者等に対する指導啓発活動，③パンフレット等による広報等を実施する。
- 法務省及び入管局は，①事業者等に対するリーフレット等の配布，②地方自治体，商工会等への広報・啓発活動の協力依頼，③法務省ホームページ等を活用した広報，④不法滞在者の自発的な出頭を促すために，積極的に出国命令制度等の広報活動を実施する。
- 厚生労働省及び労働局は，①ポスター・パンフレットの作成及び配布，②外国人労働者問題について事業主団体や個々の事業主に対する周知，啓発活動を実施する。

(2) 入管局及び労働局による事業主に対する外国人雇用状況届出の履行の徹底と不法就労防止のための指導の促進

- 入管局及び労働局は，各所管業界団体等への指導を行うとともに，事業主団体に対する説明会を開催するなど不法就労等外国人対策に係る理解と協力を求め，これら事業主団体の会員事業主等への指導・啓発を要請する。
- 入管局及び労働局が連携をとり，事業主団体の会員事業主に対し外国人雇用状況届出の履行の徹底に理解と協力を求めるとともに，これら事業主等に対する不法就労防止のための指導を促進する。

(3) 警察，入管局及び労働局による不法就労助長行為等の検挙事案等の積極的な広報

- 警察，入管局及び労働局は，不法就労助長行為等の検挙事案等について，積極的に広報活動を実施する。

不法就労等外国人労働者問題地方協議会設置要綱

平成4年4月23日

(改正 平成9年2月5日)

(改正 平成10年5月25日)

(改正 平成12年5月18日)

(改正 平成13年3月6日)

(改正 平成14年3月6日)

(改正 平成15年3月5日)

(改正 平成16年5月26日)

(改正 平成17年3月16日)

(改正 平成17年5月26日)

(改正 平成18年5月23日)

(改正 平成19年5月22日)

(改正 平成20年5月23日)

(改正 平成21年5月20日)

(改正 平成22年5月27日)

(改正 平成23年5月18日)

(改正 平成24年5月18日)

(改正 平成25年5月17日)

(改正 平成26年5月20日)

(改正 平成27年5月22日)

(改正 平成28年5月24日)

(改正 平成29年5月24日)

(改正 平成30年5月25日)

(目 的)

- 1 不法就労外国人をはじめとする外国人労働者に関する諸問題について、関係行政機関が連携してこれらの問題に係る施策の効果的かつ円滑な実施を図るため、不法就労等外国人労働者問題地方協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項等)

- 2 協議会は、1の目的を達成するため、次に掲げることを行う。
 - (1) 不法就労外国人をはじめとする外国人労働者に関する情報の交換
 - (2) 不法就労外国人をはじめとする外国人労働者に関する諸問題に係る施策の実施についての協議
 - (3) 入管法に基づく基準省令の運用、処分状況に関する意見交換
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、1の目的を達成するために必要な事項の検討

(組 織)

- 3 本協議会は別表1の地区ブロック毎に設置し、警察庁及び都道府県警察（以下「警察庁等」という。）並びに法務省、厚生労働省の実務担当者で組織する。
- (2) 協議会の構成員は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹 事 会)

- 4 協議会には、幹事会を設置する。
- (2) 幹事会の構成員は別表3に掲げる職にある者をもって充てる。

(代 表 幹 事)

- 5 幹事会は、代表幹事3名を幹事会の警察庁等及び法務省、厚生労働省の構成員から各1名ずつ選出する。
- (2) 代表幹事の内1名を当番代表幹事とし、交替でその任に当たる。当番代表幹事の任期は1年とする。
- (3) 協議会及び幹事会は、代表幹事が召集し、議長は当番代表幹事が行う。
- (4) 協議会及び幹事会の庶務は、当番代表幹事が行う。
- (5) 代表幹事は必要があると認めるときは、協議会又は幹事会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会 議 の 開 催)

- 6 協議会は、年1回開催する。
- (2) 幹事会は、年1回開催することとし、必要に応じて臨時会を開催する。

別表1 地区ブロック表

地区	管轄都道府県
北海道	北海道
東北	青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県
関東	茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県 山梨県, 長野県
中部	富山県, 石川県, 福井県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県
関西	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県
中国	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県
四国	徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県
九州	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県, 沖縄県

別表2-1 北海道地区

警察庁	法務省	厚生労働省
北海道警察本部外事課長 北海道警察本部保安課長 北海道警察本部組織犯罪対策課長 [陪席] 北海道警察旭川方面本部警備課長 北海道警察旭川方面本部生活安全課長 北海道警察旭川方面本部捜査課長 北海道警察釧路方面本部警備課長 北海道警察釧路方面本部生活安全課長 北海道警察釧路方面本部捜査課長 北海道警察北見方面本部警備課長 北海道警察北見方面本部生活安全課長 北海道警察北見方面本部捜査課長 北海道警察函館方面本部警備課長 北海道警察函館方面本部生活安全課長 北海道警察函館方面本部捜査課長 北海道警察本部外事課課長補佐 北海道警察本部保安課課長補佐 北海道警察本部組織犯罪対策課課長補佐	札幌高等検察庁検事 関係地方検察庁検事 札幌入国管理局総務課長 札幌入国管理局首席審査官 札幌入国管理局首席入国警備官	北海道労働局労働基準部監督課長 北海道労働局職業安定部職業対策課長 北海道労働局職業安定部需給調整事業課長 [陪席] 北海道労働局職業安定部職業対策課課長補佐 北海道労働局職業安定部需給調整事業課課長補佐 北海道労働局労働基準部地方労働基準監察監督官

別表2-2 東北地区

警察庁	法務省	厚生労働省
東北管区警察局長広域調整第一課長 東北管区警察局長広域調整第二課長 宮城県警察本部外事課長兼国際テロリズム対策室長 宮城県警察本部生活環境課長 [陪席] 青森県警察本部外事課長 青森県警察本部保安課長 岩手県警察本部参事官兼公安課長 岩手県警察本部生活環境課長 秋田県警察本部警備部首席参事官兼警備第一課長 秋田県警察本部生活安全部生活環境課長 山形県警察本部参事官兼警備第一課長 山形県警察本部生活環境課長 福島県警察本部外事課長 福島県警察本部生活環境課長 東北管区警察局長広域調整第一課長補佐 東北管区警察局長広域調整第二課長補佐 宮城県警察本部外事課課長補佐 宮城県警察本部生活環境課課長補佐	仙台高等検察庁検事 関係地方検察庁検事 仙台入国管理局総務課長 仙台入国管理局首席審査官 仙台入国管理局首席入国警備官	宮城労働局労働基準部監督課長 宮城労働局職業安定部職業対策課長 宮城労働局職業安定部需給調整事業課長 [陪席] 各県労働局職業安定部職業対策課課長補佐 各県労働局職業安定部需給調整事業課室長補佐 関係労働局労働基準部地方労働基準監察監督官

別表2-3 関東地区

警察庁	法務省	厚生労働省
関東管区警察局広域調整第一課長	東京高等検察庁検事	東京労働局労働基準部監督課長
関東管区警察局広域調整第二課長	関係地方検察庁検事	東京労働局職業安定部職業対策課長
警視庁保安課長	東京入国管理局総務課長	東京労働局需給調整事業部需給調整事業第二課長
警視庁組織犯罪対策第一課長	東京入国管理局首席審査官 (審査管理部門)	
	東京入国管理局首席入国警備官 (調査企画部門)	
[陪席]	[陪席]	[陪席]
茨城県警察本部外事課長	東京入国管理局統括審査官 (就労審査第一部門)	各都府労働局職業安定部職業対策課課長補佐
茨城県警察本部生活安全総務課長	東京入国管理局統括審査官 (就労審査第二部門)	東京労働局需給調整事業部需給調整事業第二課課長補佐
茨城県警察本部組織犯罪対策課長	東京入国管理局統括審査官 (実態調査部門)	各府労働局職業安定部需給調整事業課室長補佐
栃木県警察本部統括参事官兼警備第一課長	東京入国管理局統括審査官 (調査第一部門, 摘発企画担当)	関係労働局労働基準部地方労働基準監察監督官
栃木県警察本部生活環境課長	東京入国管理局統括入国警備官 (調査第二部門, 特別調査企画担当)	
栃木県警察本部組織犯罪対策第一課長	東京入国管理局統括入国警備官 (調査第三部門, 調査企画担当)	
群馬県警察本部外事課長	東京入国管理局統括入国警備官 (調査第四部門, 連絡調整担当)	
群馬県警察本部生活環境課長	東京入国管理局統括入国警備官 (執行第二部門, 被仮放免者執行企画担当)	
群馬県警察本部組織犯罪対策統括官兼組織犯罪対策第一課長	東京入国管理局成田空港支局首席審査官	
埼玉県警察本部理事官兼外事課長	東京入国管理局羽田空港支局首席審査官	
埼玉県警察本部保安課長	東京入国管理局横浜支局首席入国警備官 (企画管理・調査部門)	
埼玉県警察本部生活経済課長	東京入国管理局水戸出張所長	
埼玉県警察本部理事官兼組織犯罪対策課長	東京入国管理局高崎出張所長	
埼玉県警察本部国際捜査課長	東京入国管理局千葉出張所長	
千葉県警察本部外事課長	東京入国管理局東部出張所長	
千葉県警察本部風俗保安課長		
千葉県警察本部国際捜査課長		
神奈川県警察本部外事課長		
神奈川県警察本部生活保安課長		
新潟県警察本部参事官兼外事課長		
新潟県警察本部参事官兼生活保安課長		
新潟県警察本部参事官兼組織犯罪対策第一課長		
山梨県警察本部参事官兼警備第一課長		
山梨県警察本部生活安全捜査課長		
山梨県警察本部組織犯罪対策課長		
長野県警察本部警備第一課長		
長野県警察本部生活環境課長		
長野県警察本部組織犯罪対策課長		
関東管区警察局広域調整第一課課長補佐		
関東管区警察局広域調整第二課課長補佐		
警視庁保安課係長		
警視庁組織犯罪対策第一課係長		

別表2-4 中部地区

警察庁	法務省	厚生労働省
<p>中部管区警察局広域調整第一課長 中部管区警察局広域調整第二課長 愛知県警察本部外事課長 愛知県警察本部保安課長 愛知県警察本部国際捜査課長</p> <p>[陪席]</p> <p>静岡県警察本部外事課長 静岡県警察本部保安課長 富山県警察本部参事官兼公安課長 富山県警察本部生活環境課長 石川県警察本部首席参事官兼公安課長 石川県警察本部首席参事官兼生活環境課長 福井県警察本部首席参事官兼公安課長 福井県警察本部参事官兼生活環境課長 岐阜県警察本部警備第一課長 岐阜県警察本部生活環境課長 岐阜県警察本部国際捜査課長 三重県警察本部警備部首席参事官(警備企画課長) 三重県警察本部生活安全部参事官(生活環境課長) 三重県警察本部刑事部参事官(組織犯罪対策課長) 中部管区警察局広域調整第一課課長補佐 中部管区警察局広域調整第二課課長補佐 愛知県警察本部外事課課長補佐 愛知県警察本部保安課課長補佐 愛知県警察本部国際捜査課課長補佐</p>	<p>名古屋高等検察庁検事 関係地方検察庁検事 名古屋入国管理局総務課長 名古屋入国管理局首席審査官 (審査管理部門) 名古屋入国管理局首席入国警備官 (企画管理部門)</p> <p>[陪席]</p> <p>名古屋入国管理局統括審査官 (実態調査部門) 名古屋入国管理局統括審査官 (就労審査部門) 名古屋入国管理局統括審査官 (医学・研修審査部門) 名古屋入国管理局統括審査官 (永住審査部門) 名古屋入国管理局統括入国警備官 (調査第一部門、摘発企画担当) 名古屋入国管理局統括入国警備官 (調査第一部門、事実の調査担当) 名古屋入国管理局統括入国警備官 (調査第二部門、調査企画担当) 名古屋入国管理局中部空港支局首席審査官 (審査管理部門)</p>	<p>愛知労働局労働基準部監督課長 愛知労働局職業安定部職業対策課長 愛知労働局需給調整事業部需給調整事業第二課長</p> <p>[陪席]</p> <p>各県労働局職業安定部職業対策課長補佐 愛知労働局需給調整事業部需給調整事業第二課課長補佐 各県労働局職業安定部需給調整事業課室長補佐 関係労働局労働基準部地方労働基準監察監督官</p>

別表2-5 関西地区

警察庁	法務省	厚生労働省
近畿管区警察局広域調整第一課長 近畿管区警察局広域調整第二課長 大阪府警察本部外事課長 大阪府警察本部生活環境課長 大阪府警察本部国際捜査課長	大阪高等検察庁検事 関係地方検察庁検事 大阪入国管理局総務課長 大阪入国管理局首席審査官 (審査管理部門) 大阪入国管理局首席入国警備官 (企画管理部門)	大阪労働局労働基準部監督課長 大阪労働局職業安定部職業対策課長 大阪労働局需給調整事業部需給調整事業第二課長
〔陪席〕	〔陪席〕	〔陪席〕
滋賀県警察本部警備第一課長	大阪入国管理局統括審査官	各府県労働局職業安定部職業対策課課長補佐
滋賀県警察本部生活環境課長	(就労・永住審査部門)	大阪労働局需給調整事業部需給調整事業第二課課長補佐
滋賀県警察本部組織犯罪対策課国際犯罪対策室長	大阪入国管理局統括審査官	各府県労働局職業安定部需給調整事業課室長補佐
京都府警察本部外事課長	(実態調査部門)	関係労働局労働基準部地方労働基準監察監督官
京都府警察本部生活保安課長	大阪入国管理局統括入国警備官	
京都府警察本部組織犯罪対策第一課長	(調査第一部門, 摘発企画担当)	
兵庫県警察本部外事課長	大阪入国管理局統括入国警備官	
兵庫県警察本部生活環境課長	(調査第二部門, 調査企画担当)	
奈良県警察本部警備第三課長	大阪入国管理局神戸支局首席入国警備官	
奈良県警察本部生活環境課長	大阪入国管理局関西空港支局首席審査官	
奈良県警察本部組織犯罪対策組織犯罪対策課長		
和歌山県警察本部公安課長		
和歌山県警察本部生活環境課長		
近畿管区警察局広域調整第一課課長補佐		
近畿管区警察局広域調整第二課課長補佐		
大阪府警察本部外事課課長補佐		
大阪府警察本部生活環境課課長補佐		
大阪府警察本部保安課課長補佐		
大阪府警察本部国際捜査課課長補佐		
大阪府警察組織犯罪対策本部対策第一担当補佐		

別表2-6 中国地区

警察庁	法務省	厚生労働省
中国管区警察局広域調整第一課長 中国管区警察局広域調整第二課長 広島県警察本部組織犯罪対策局長兼組織犯罪対策課長 広島県警察本部外事課長 広島県警察本部生活環境課長 [陪席] 鳥取県警察本部外事課長 鳥取県警察本部参事官兼生活環境課長 島根県警察本部外事課長 島根県警察本部生活環境課長 岡山県警察本部参事官兼外事課長 岡山県警察本部参事官兼生活環境課長 山口県警察本部外事課長 山口県警察本部生活環境課長 中国管区警察局広域調整第一課課長補佐 中国管区警察局広域調整第二課課長補佐 広島県警察本部組織犯罪対策課長補佐 広島県警察本部外事課長補佐 広島県警察本部生活環境課長補佐	広島高等検察庁検事 関係地方検察庁検事 広島入国管理局総務課長 広島入国管理局首席審査官 (入国・在留審査部門) 広島入国管理局首席入国警備官	広島労働局労働基準部監督課長 広島労働局職業安定部職業対策課長 広島労働局職業安定部需給調整事業課長 [陪席] 各県労働局職業安定部職業対策課長補佐 各県労働局職業安定部需給調整事業課室長補佐 関係労働局労働基準部地方労働基準監察監督官

別表2-7 四国地区

警察庁	法務省	厚生労働省
四国管区警察局広域調整第一課長 四国管区警察局広域調整第二課長 香川県警察本部統括参事官兼公安課長事務取扱 香川県警察本部生活環境課長 香川県警察本部参事官兼組織犯罪対策課長事務取扱 [陪席] 徳島県警察本部参事官兼公安課長 徳島県警察本部生活環境課長 徳島県警察本部参事官兼組織犯罪対策課長 愛媛県警察本部参事官兼外事対策室長 愛媛県警察本部生活環境課長 愛媛県警察本部参事官兼組織犯罪対策課長 高知県警察本部参事官兼警備第一課長 高知県警察本部生活環境課長 高知県警察本部組織犯罪対策課長 四国管区警察局広域調整第一課課長補佐 四国管区警察局広域調整第二課課長補佐 香川県警察本部公安課管理官兼公安課事務取扱兼外事対策室長補佐事務取扱(企画担当) 香川県警察本部公安課課長補佐 香川県警察本部生活環境課長補佐 香川県警察本部組織犯罪対策課長補佐	高松高等検察庁検事 関係地方検察庁検事 高松入国管理局総務課長 高松入国管理局首席審査官 高松入国管理局首席入国警備官	香川労働局労働基準部監督課長 香川労働局職業安定部職業対策課長 香川労働局職業安定部職業安定課需給調整事業室長 [陪席] 各県労働局職業安定部職業対策課長補佐 各県労働局職業安定部需給調整事業課室長補佐 関係労働局労働基準部地方労働基準監察監督官

別表2-8 九州地区

警察庁	法務省	厚生労働省
九州管区警察局広域調整第一課長 九州管区警察局広域調整第二課長 福岡県警察本部外事課長 福岡県警察本部暴力団対策部国際捜査課長 福岡県警察本部生活保安課長 沖縄県警察本部外事課長 沖縄県警察本部生活保安課長 〔陪席〕 佐賀県警察本部警備第一課長 佐賀県警察本部生活安全企画課長 長崎県警察本部外事課長 長崎県警察本部生活環境課長 熊本県警察本部外事課長 熊本県警察本部生活環境課長 大分県警察本部警備第一課長 大分県警察本部生活環境課長 宮崎県警察本部外事課長 宮崎県警察本部生活環境課長 鹿児島県警察本部公安課長 鹿児島県警察本部生活環境課長 九州管区警察局広域調整第一課課長補佐 九州管区警察局広域調整第二課課長補佐 福岡県警察本部外事課課長補佐 福岡県警察本部暴力団対策部国際捜査課課長補佐 福岡県警察本部生活保安課課長補佐	福岡高等検察庁検事 関係地方検察庁検事 福岡入国管理局総務課長 福岡入国管理局首席審査官 (入国・在留審査部門) 福岡入国管理局首席入国警備官 福岡入国管理局那覇支局首席入国警備官 〔陪席〕 福岡入国管理局統括入国警備官 (違反調査担当)	福岡労働局労働基準部監督課長 福岡労働局職業安定部職業対策課長 福岡労働局職業安定部需給調整事業課長 沖縄労働局職業安定部職業対策課長 〔陪席〕 各県労働局職業安定部職業対策課課長補佐 各県労働局職業安定部需給調整事業課室長補佐 関係労働局労働基準部地方労働基準監察監督官

別表3-1 北海道地区

警察庁	法務省	厚生労働省
北海道警察本部外事課長	札幌入国管理局総務課長	北海道労働局労働基準部監督課長
北海道警察本部保安課長	札幌入国管理局首席審査官	北海道労働局職業安定部職業対策課長
北海道警察本部組織犯罪対策課長	札幌入国管理局首席入国警備官	北海道労働局職業安定部需給調整事業課長

別表3-2 東北地区

警察庁	法務省	厚生労働省
東北管区警察局広域調整第一課長	仙台入国管理局総務課長	宮城労働局労働基準部監督課長
東北管区警察局広域調整第二課長	仙台入国管理局首席審査官	宮城労働局職業安定部職業対策課長
宮城県警察本部外事課長兼国際テロリズム対策室長	仙台入国管理局首席入国警備官	宮城労働局職業安定部需給調整事業課長
宮城県警察本部生活環境課長		

別表3-3 関東地区

警察庁	法務省	厚生労働省
関東管区警察局広域調整第一課長	東京入国管理局総務課長	東京労働局労働基準部監督課長
関東管区警察局広域調整第二課長	東京入国管理局首席審査官	東京労働局職業安定部職業対策課長
警視庁保安課長	(審査管理部門)	東京労働局需給調整事業部需給調整事業第二課長
警視庁組織犯罪対策第一課長	東京入国管理局首席入国警備官	
	(調査企画部門)	

別表3-4 中部地区

警察庁	法務省	厚生労働省
中部管区警察局広域調整第一課長	名古屋入国管理局総務課長	愛知労働局労働基準部監督課長
中部管区警察局広域調整第二課長	名古屋入国管理局首席審査官	愛知労働局職業安定部職業対策課長
愛知県警察本部外事課長	(審査管理部門)	愛知労働局需給調整事業部需給調整事業第二課長
愛知県警察本部保安課長	名古屋入国管理局首席入国警備官	
	(企画管理部門)	

別表3-5 関西地区

警察庁	法務省	厚生労働省
近畿管区警察局広域調整第一課長	大阪入国管理局総務課長	大阪労働局労働基準部監督課長
近畿管区警察局広域調整第二課長	大阪入国管理局首席審査官	大阪労働局職業安定部職業対策課長
大阪府警察本部外事課長	(審査管理部門)	大阪労働局需給調整事業部需給調整事業第二課長
大阪府警察本部生活環境課長	大阪入国管理局首席入国警備官	
	(企画管理部門)	

別表3-6 中国地区

警察庁	法務省	厚生労働省
中国管区警察局広域調整第一課長 中国管区警察局広域調整第二課長 広島県警察本部組織犯罪対策局長兼組織犯罪対策課長 広島県警察本部外事課長 広島県警察本部生活環境課長	広島入国管理局総務課長 広島入国管理局首席審査官 (入国・在留審査部門) 広島入国管理局首席入国警備官	広島労働局労働基準部監督課長 広島労働局職業安定部職業対策課長 広島労働局職業安定部需給調整事業課長

別表3-7 四国地区

警察庁	法務省	厚生労働省
四国管区警察局広域調整第一課長 四国管区警察局広域調整第二課長 香川県警察本部統括参事官兼公安課長事務取扱 香川県警察本部生活環境課長 香川県警察本部組織犯罪対策課長	高松入国管理局総務課長 高松入国管理局首席審査官 高松入国管理局首席入国警備官	香川労働局労働基準部監督課長 香川労働局職業安定部職業対策課長 香川労働局職業安定部職業安定課需給調整事業室長

別表3-8 九州地区

警察庁	法務省	厚生労働省
九州管区警察局広域調整第一課長 九州管区警察局広域調整第二課長 福岡県警察本部外事課長 福岡県警察本部暴力団対策部国際捜査課長 福岡県警察本部生活保安課長	福岡入国管理局総務課長 福岡入国管理局首席審査官 (入国・在留審査部門) 福岡入国管理局首席入国警備官	福岡労働局労働基準部監督課長 福岡労働局職業安定部職業対策課長 福岡労働局職業安定部需給調整事業課長

別表3-9 沖縄地区

警察庁	法務省	厚生労働省
沖縄県警察本部外事課長 沖縄県警察本部生活保安課長	福岡入国管理局那覇支局総務課長 福岡入国管理局那覇支局首席審査官 福岡入国管理局那覇支局首席入国警備官	沖縄労働局労働基準部監督課長 沖縄労働局職業安定部職業対策課長

不法就労等外国人労働者問題地方協議会設置要綱 新旧対照表

別表 2-2 東北地区

旧（改正前） （平成29年5月24日）	新（改正後） （平成30年5月25日改正）
秋田県警察本部首席参事官兼警備第一課長	秋田県警察本部警備部首席参事官兼警備第一課長
秋田県警察本部生活安全部参事官兼生活環境課長	秋田県警察本部生活安全部生活環境課長

別表 2-3 関東地区

旧（改正前） （平成29年5月24日）	新（改正後） （平成30年5月25日改正）
東京入国管理局統括入国警備官 （執行第二部門，企画担当）	東京入国管理局統括入国警備官 （執行第二部門，被仮放免者執行企画担当）

別表 2-4 中部地区

旧（改正前） （平成29年5月24日）	新（改正後） （平成30年5月25日改正）
石川県警察本部参事官兼公安課長	石川県警察本部首席参事官兼公安課長
石川県警察本部生活環境課長	石川県警察本部首席参事官兼生活環境課長
名古屋入国管理局首席審査官 （実態調査部門）	名古屋入国管理局統括審査官 （実態調査部門）

別表 2-5 関西地区

旧（改正前） （平成29年5月24日）	新（改正後） （平成30年5月25日改正）
京都府警察本部生活安全対策課長	京都府警察本部生活保安課長
奈良県警察本部警備第一課長	奈良県警察本部警備第三課長
奈良県警察本部組織犯罪対策第一組織犯罪対策課長	奈良県警察本部組織犯罪対策組織犯罪対策課長
大阪府警察組織犯罪対策本部来日外国人犯罪対策担当補佐	大阪府警察組織犯罪対策本部対策第一担当補佐

別表 2-6 中国地区

旧（改正前） （平成29年5月24日）	新（改正後） （平成30年5月25日改正）
島根県警察本部参事官兼警備第一外事課長	島根県警察本部外事課長
岡山県警察本部外事課長	岡山県警察本部参事官兼外事課長

別表 2-7 四国地区

旧（改正前） （平成29年5月24日）	新（改正後） （平成30年5月25日改正）
香川県警察本部組織犯罪対策課長	香川県警察本部参事官兼組織犯罪対策課長事務取扱

別表 2 - 8 九州地区

旧（改正前） （平成 2 9 年 5 月 2 4 日）	新（改正後） （平成 3 0 年 5 月 2 5 日改正）
佐賀県警察本部生活環境安全企画課長	佐賀県警察本部生活安全企画課長

不法就労外国人対策等協議会設置要綱

	平成	4年	2月	6日
改正	平成	7年	3月	31日
改正	平成	13年	3月	6日
改正	平成	16年	5月	26日
改正	平成	17年	5月	26日
改正	平成	21年	5月	20日
改正	平成	23年	5月	18日
改正	平成	26年	5月	20日
改正	平成	27年	5月	22日
改訂	平成	28年	5月	24日
改訂	平成	30年	5月	25日

(設置)

- 1 警察庁、法務省及び厚生労働省は、不法就労外国人対策等協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

- 2 協議会は、不法就労外国人及びこれに関連する事項について、情報及び意見の交換を行うとともに、有効かつ適切な施策について協議することを目的とする。

(協議会の構成)

- 3 協議会の構成は、次のとおりとする。ただし、必要に応じてその他の関係部課長等も同席させることができる。

警察庁 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長
生活安全局保安課長
警備局外事情報部外事課長
法務省 刑事局公安課長
入国管理局警備課長
厚生労働省 労働基準局監督課長
職業安定局需給調整事業課長
職業安定局外国人雇用対策課長

- 4 協議会は必要があると認めるときは、協議会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の開催)

- 5 協議会は、定期的に会議を開催し、必要に応じて臨時の会議を開催する。

不法就労外国人対策等協議会設置要綱 新旧対照表

【要綱本文】

旧（改訂前） （平成28年5月24日改訂）	新（改訂後） （平成30年5月25日改正）
職業安定局派遣・有期労働対策部 需給調整事業課長	職業安定局需給調整事業課長
職業安定局派遣・有期労働対策部 外国人雇用対策課長	職業安定局外国人雇用対策課長